

全ての企業が対象！3月までに対応必須！

改正高年齢者雇用安定法セミナー

希望者全員を65歳まで継続雇用することを企業に義務付ける法律『改正高年齢者雇用安定法』が4月1日から施行されます。

現在60歳の厚生年金の支給開始年齢が段階的に引き上げて2013年度から61歳に、2025年度には65歳になるのに伴い、定年後に年金も仕事の収入もない人が出るのを継続雇用で防ぐのが狙いです。

今回の改正では、法に従わない場合、企業名を公表されるという社会的制裁措置の罰則まで設けられています。

本セミナーでは、改正法の内容、厚生労働省からの指針を受け、就業規則等の改正を含め企業がどう対応すべきかを実例を挙げて解説いたします

また、高齢者雇用に有効な助成金のご紹介も合わせて行いますので、是非とも受講をお勧めいたします。

日時 平成25年2月21日(木)午後1時30分～3時30分

場所 吉野作造記念館講座室 (大崎市古川福沼1-2-3 TEL23-7100)

講師 ハローワーク古川 担当官・特定社会保険労務士 星大輔氏

受講料 無料

定員 30名(先着申込順)

申込み 2月18日まで、下記申込書によりお申込み下さい。

公益社団法人大崎法人会 大崎市古川東町5番46号

TEL0229-23-5859 FAX22-6395

ホームページからも申し込みができます。

URL <http://www.xpress.ne.jp/~hojinkai/>



2月21日開催『改正高年齢者雇用安定法セミナー』

住所			
事業所名			
TEL		FAX	
受講者名		受講者名	

※頂いた情報は、本セミナーの開催における受講者名簿および受講者への連絡のほか、当法人からの催事情報の提供等に利用させていただきます。